

○豊中市自転車駐車場設置要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は建築物等を建築する際、自転車駐車場スペースを確保することにより、周辺道路における自転車等の放置を防止し、良好な住環境の確保及び近隣住民とのトラブルの防止を図ることを目的とする。

(対象)

第 2 条 新築される建築物を対象とする。

(内容)

第 3 条 自転車駐車場の設置における施設の用途、自転車駐車場の規模は下表に掲げる基準とする。

	施設の用途	自転車駐車場の規模
1	パチンコ、ゲームセンター等の遊技場	店舗面積が15㎡につき1台として算定した台数
2	集会所、学習塾その他これらに類するもの	
3	病院、医院その他これらに類するもの	
4	百貨店、スーパーマーケット、飲食店並びに食料品、衣類品及び書籍の小売業を営む店舗	店舗面積が20㎡につき1台として算定した台数
5	劇場、映画館、演芸場その他これらに類するもの	
6	銀行等の金融機関及びモデルルームの他これらに類するもの	
7	共同住宅(単身者用)	戸数分の台数
8	共同住宅(ファミリータイプ)	戸数の2倍の台数

※ 面積は延床面積。

※ 自転車駐車場の規模の算定において、1台に満たない端数がある場合は切り上げる。

※ 千里ニュータウン地区住環境保全に関する基本方針(平成4年7月1日策定)において自転車駐車場の設置基準が定められている建築物については本要綱は適用しない。

附則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。